

# 委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(Web会議【受注者希望型】)**

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次項に示す第1章から第3章のとおりとする。

#### **(落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の明確化等)**

- 第9条** 落橋防止装置及び変位制限装置の設計に当たっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）に基づき、設計図面の溶接種別を明確化するとともに、施工性に配慮し適切な溶接方法を選定するなど、合理的な設計を実施しなければならない。

本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## 第1章 業務目的

本業務は、橋梁修繕設計及び橋梁耐震補強設計を行うものである。

## 第2章 架橋位置及び橋梁諸元

対象橋梁の位置及び橋梁諸元は、下記のとおりとする。

- ・橋梁名 : 明谷橋
- ・路線名 : 羽ノ浦福井線
- ・業務箇所 : 徳島県阿南市長生町岩ノ下
- ・橋長 : 19.70m
- ・有効幅員 : 10.60m
- ・上部工形式 上流側：単純合成H桁橋  
下流側：単純合成鉸桁橋
- ・下部工形式 上流側橋台：逆T式橋台2基  
下流側橋台：重力式橋台2基

## 第3章 業務内容

業務内容は、下記のとおりとする。

### (1) 設計計画

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

### (2) 損傷箇所の確認調査

#### 1. ) 損傷箇所の確認調査

既設橋梁の補修設計に先立ち橋梁各部の損傷状況を確認するとともに、必要となる調査を実施する。

#### 2. ) 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項を現地にて確認する。

#### 3. ) 外観変状調査

既存資料と現地状況との整合性を確認するほか、近接目視を行う。調査は全スパンについて地上、点検車、足場等を用いて行い、場合によりハンマーによる打音調査を行うなど全体の損傷状況の傾向を把握する。

#### 4. ) 形状寸法測定

補修設計に必要な形状寸法については、既存図書で不明な箇所では計測可能な箇所の形状寸法を測定する。

#### 5. ) 報告書作成

調査業務の成果として、現地調査、損傷状況などを報告書として取りまとめる。

### (3) 橋梁修繕設計

橋梁修繕設計においては、既往成果品をもとに、設計を行う。

その他、現況調査によって新たな部材損傷が発見された場合は、監督職員と協議を行って補修設計を実施するものとし、必要と認められる費用については変更契約できるものとする。

#### 1. ) 対策工法の検討

損傷に対して、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修（補強）対策工法を検討する。工法選定にあたっては、構造特性、施工性、経済性、維持管理との整合など総合的な観点から技術的特徴、

課題を整理し、評価を加えて比較一覧表を作成し選定を行う。

2. ) 設計計算

応力計算が必要となる部材等に対して、必要な設計計算を行う。

3. ) 設計図作成

補修（補強）工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

4. ) 数量計算

数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。

5. ) 照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

6. ) 報告書作成

設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

(4) 橋梁耐震補強設計

橋梁耐震補強設計においては、既往成果品をもとに、設計を行う。

1. ) 落橋防止システムの検討

現況調査や既存資料（図面等）に基づき、落橋防止のために必要な各構成要素について照査を行う。

2. ) 横変位拘束構造の設計

橋軸直角方向について、横変位拘束構造の設計を行う。

(5) 施工計画

施工計画として、工程計画、施工要領、施工計画図の作成を行う。

(6) 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

(7) 関係機関協議

調査設計に必要な関係機関との協議及び諸手続き、資料収集及び協議資料の作成等を行う。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は4回以上を標準とし、初回と成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。